

八街市

循環型社会形成推進地域計画（案）

令和元年＊月

千葉県八街市

目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
(1) 対象地域.....	1
(2) 計画期間.....	1
(3) 基本的な方向.....	1
(4) 広域化の検討状況.....	2
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状.....	3
(2) 生活排水の処理の現状.....	4
(3) 一般廃棄物等の処理の目標.....	5
(4) 生活排水処理の目標.....	7
3. 施策の内容.....	8
(1) 発生抑制・再使用の促進.....	8
(2) 処理体制.....	10
(3) 施設整備に関する計画支援事業.....	14
(4) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業.....	14
(5) その他の施策.....	14
4. 計画のフォローアップと事後評価.....	16
(1) 計画のフォローアップ.....	16
(2) 事後評価及び計画の見直し.....	16
・参考資料 計画支援概要.....	17

【添付資料】

・添付資料 1 指標と人口等の要因に関するトレンド（ごみ）.....	19
・添付資料 2 指標と人口等の要因に関するトレンド（生活排水）.....	22
・添付資料 3 分別区分説明.....	23
・添付資料 4 計画地域内の施設位置図.....	24
・添付資料 5 合併処理浄化槽整備計画図.....	25
・添付資料 6 現有処理施設の概要.....	26

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

市町村名：八街市

面積：74.94km²

人口：71,442人（平成29年10月1日現在）



図 1-1 八街市位置図

（出典：八街市ホームページ）

(2) 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とし、計画目標年度を令和7年度とする。

なお、目標の達成状況や社会・経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

八街市（以下、「本市」とする。）は、千葉県北部のほぼ中央に位置し、東京から50km圏内にあり、京葉工業地帯から20km、成田国際空港からは10kmの位置にある。

東は山武市に接し、西は佐倉市に、南は東金市・千葉市に、北は酒々井町・富里市に接している。

市の広さは、東西に短く約7.7km、南北に長く約16kmあり、面積は74.94km²である。

市の中央部は市街地を形成し、周囲には平坦な畑作地帯が広がり、南西部及び北部に水田地帯が点在している。

標高は海拔45.15mに達し、地質は第四紀古層で形成されている。

ごみ処理の分野では、平成11年度以降、一般廃棄物処理をとりまく社会環境は大きく変化し、近年の大量生産、大量消費、大量廃棄によって創り出された社会が、地球規模的な環境問題を引き起こしている一要因と考えられることから、ライフスタイルや経済活動を見直し、環境への負荷が低減される資源循環型社会を形成していこうという方向に大きく動いており、全国的にごみの減量化が進められている。

このような状況のなかで、本市におけるごみの排出の現状は、市民・事業者の排出抑制の取組みにより、排出量は減少傾向にある。特に、生活系ごみの1人1日当たり排出量の減少は顕著であり、平成29年度の集団回収量を除く生活系ごみの1人1日当たり排出量は725gであり、平成25年度に比べ、約33g減量している。

しかし、リサイクル率に関しては、平成29年度は21.2%であり、平成27年3月策定の「八街市一般廃棄物処理基本計画」の目標値（令和7（平成37）年度で23.2%）に達しておらず、適正分別などによるリサイクルへの更なる取組みが必要となっている。

また、ごみ処理の現状としては、プラスチックごみの増加に伴い発熱量が上昇してきたこと、最終処分場の残余容量が少なくなってきたこと等の課題に直面している。

生活排水の分野では、市内の公共水域の水質改善と良好な水環境の確保が望まれている。

本市はこれらの課題を解決すべく、平成27年3月に「八街市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、基本方針及び具体的な取組みを実施することで、循環型社会形成推進と水環境の保全を行うことによって、円滑な一般廃棄物処理事業を展開していくものとする。

～本市における一般廃棄物処理の基本方針～

<ごみ処理>

1. 3Rの推進
2. 適正処理の推進
3. 環境保全意識の向上

<生活排水処理>

1. 適正な生活排水処理の推進
2. 適正な処理施設の維持管理
3. 環境保全意識の向上

（出典：「八街市一般廃棄物処理基本計画書」平成27年3月 一部加筆）

(4) 広域化の検討状況

本市は、「千葉県ごみ処理広域化計画（平成11年3月）」で印旛ゾーンNブロックとして位置づけられている。

現在は広域で取り組んで施設整備等を行っていないが、次期施設の新設に際しては、印旛ゾーンNブロックにこだわることなく、近隣自治体との広域処理について具体的な検討を行う。

注) 印旛ゾーンNブロック：八街市、成田市、富里市が構成市

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 29 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2-1 に示すとおりである。

総排出量は、集団回収量も含めて 23,602 t であり、再生利用される総資源化量は 4,995 t、リサイクル率^{注 1)}は 21.2%である。

中間処理による減量化量は 16,832 t (72.3%) であり、排出量のうち 7.6%に当たる 1,775 t が埋め立てられている。

注 1) リサイクル率 = 総資源化量 / (排出量 + 集団回収量) × 100

注 2) 最終処分量は本市ごみ処理実績資料 (処理内訳表) に基づく数値を使用

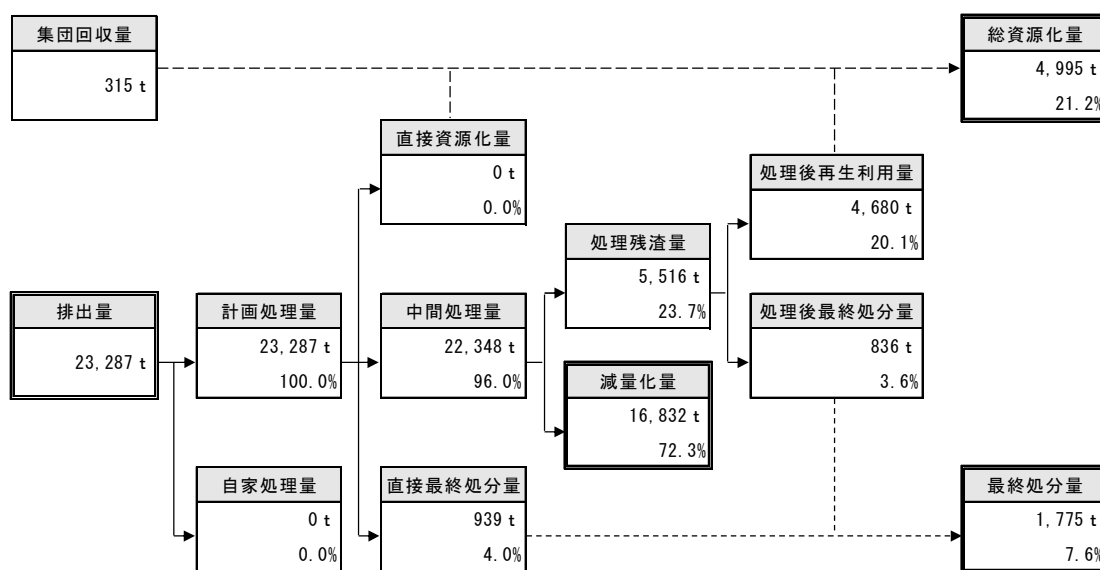


図 2-1 一般廃棄物の処理状況フロー (平成 29 年度)

<用語の説明>

計画処理量：一般廃棄物の内、市町村が収集、処理するごみの量

自家処理量：一般廃棄物の内、家庭などで堆肥化や家畜の飼料化によって処理するごみの量

直接資源化量：紙類やペットボトルなど中間処理の過程を経ずに直接資源化されるごみの量

中間処理量：収集した廃棄物の内、可燃ごみは焼却処理、不燃ごみは破碎・選別、資源化処理されるごみの量

直接最終処分量：破碎・選別、資源化の処理の過程を経ずに最終処分場に埋め立てられるごみの量

処理残渣量：中間処理量の内、再生利用及び最終処分されるごみの量

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差

処理後再生利用量：破碎・選別処理の過程を経て再生利用される資源化量

処理後最終処分量：破碎・選別処理の過程を経て最終処分場に埋め立てられるごみの量

総資源化量：集団回収量及び処理後再生利用量を合算した資源化量

最終処分量：埋立処分された量

(2) 生活排水の処理の現状

平成 29 年度の生活排水の処理状況及びし尿及び汚泥等の排出量は図 2-2 に示すとおりである。

本市全体の生活排水処理対象人口は 71,442 人であり、生活排水処理人口は 52,032 人（全体の 72.8%）である。

し尿発生量は 2,929k1/年、浄化槽汚泥発生量は 13,075k1/年であり、処理・処分量は 16,004k1/年である。

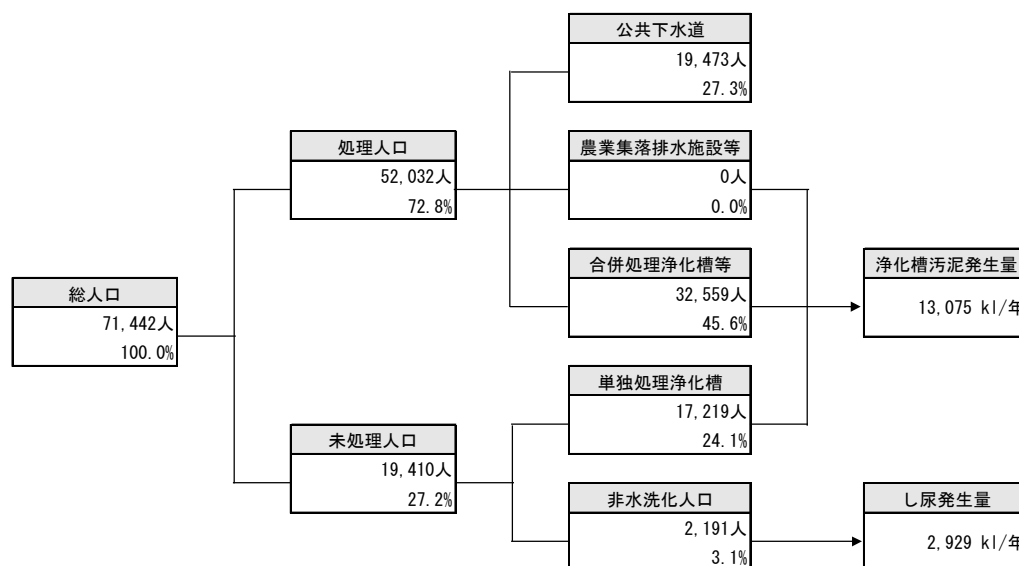


図 2-2 生活排水の処理状況フロー（平成 29 年度）

<用語の説明>

公共下水道：市街地における雨水や汚水を地下に埋設した管渠で排除し、汚水については終末処理場で処理または流域下水道に接続するために地方公共団体が管理するもの

農業集落排水施設：農業集落におけるし尿及び生活雑排水などの汚水等を処理する施設

合併処理浄化槽：家庭から排出されるし尿及び生活雑排水を処理する施設

単独処理浄化槽：家庭から排出されるし尿のみを処理する施設

非水洗化人口：し尿汲み取り及び自家処理により処理を行っている人口

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 2-1 のとおり目標を定め、各種施策に取り組んでいくものとする。

また、令和 7 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2-3 に示すとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、20,769 t となり、再生利用される総資源化量は 5,198 t、リサイクル率は 25.0% である。

中間処理による減量化量は 14,493 t となり、集団回収量を除いた排出量の 70.7% が減量化される。

また、集団回収量を除いた排出量の 5.3% に当たる 1,078 t が埋め立てられる見込みである。

表 2-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合※ ¹) 2017 (H29) 年度	目標 (割合※ ¹) 2025 (R7) 年度	
排出量	事業系	総排出量	4,381トン	3,688トン (-15.8%)
		1事業所当たりの排出量※ ²	1.8トン/事業所	1.5トン/事業所 (-16.7%)
	生活系	総排出量	18,906トン	16,807トン (-11.1%)
		1人当たりの排出量※ ³	226kg/人	211kg/人 (-6.6%)
	合計	事業系家庭系排出量合計	23,287トン	20,496トン (-12.0%)
再生利用量	直接資源化量	0トン (0.0%)	0トン (0.0%)	
	総資源化量	4,995トン (21.2%)	5,198トン (25.0%)	
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	-	-	
減量化量	中間処理による減量化量	16,832トン (72.3%)	14,493トン (70.7%)	
最終処分量	埋立最終処分量	1,775トン (7.6%)	1,078トン (5.3%)	

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。) [単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

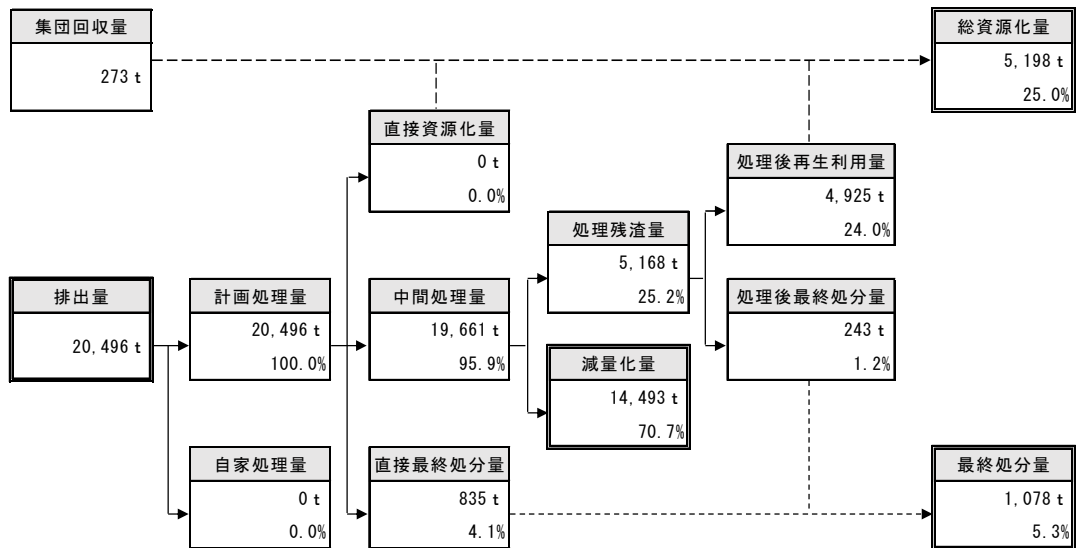


図 2-3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和7年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2-2 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

令和 7 年度の生活排水の処理及びし尿・汚泥等の排出量は図 2-4 に示すとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 66,827 人となり、生活排水処理人口は 56,268 人、汚水衛生処理率は 84.2% である。

し尿発生量は 876k1/年、浄化槽汚泥発生量は 11,461k1/年となり、処理・処分量は 12,337k1/年である。

表 2-2 生活排水処理に関する現状と目標

区分		2017 (H29) 年度 実績	2025 (R7) 年度 目標
処理形態 別人口	公共下水道	19,473人 (27.3%)	21,518人 (32.2%)
	農業集落排水施設等	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
	合併処理浄化槽等	32,559人 (45.6%)	34,750人 (52.0%)
	未処理人口	19,410人 (27.2%)	10,559人 (15.8%)
合計		71,442人	66,827人
し尿・汚泥 の量	汲み取りし尿量	2,929 キロリットル	876 キロリットル
	浄化槽汚泥量	13,075 キロリットル	11,461 キロリットル
	合計	16,004 キロリットル	12,337 キロリットル

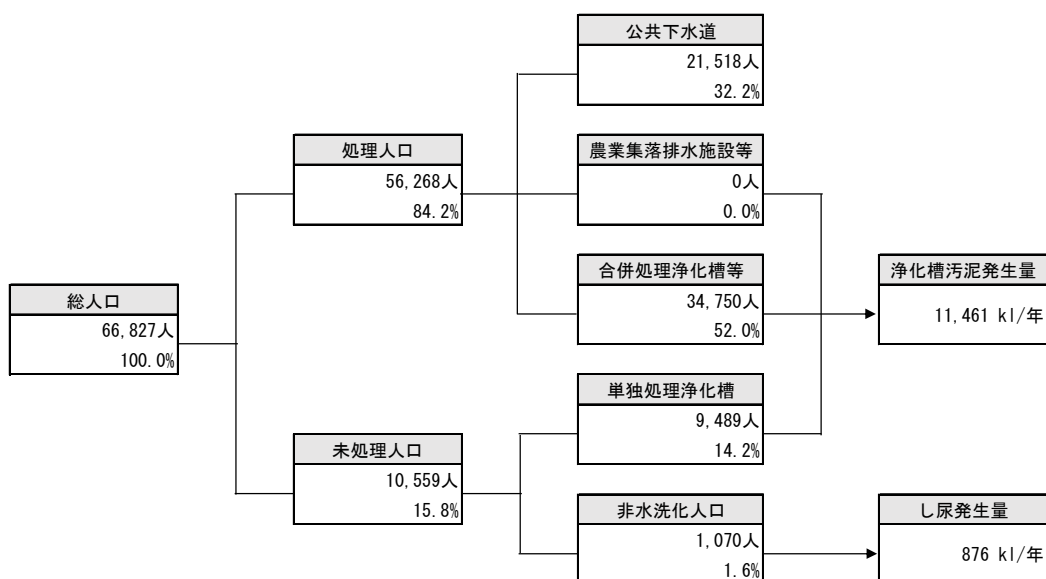


図 2-4 生活排水の処理状況フロー（令和 7 年度）

3. 施策の内容

循環型社会の実現を目指す本市においては、本計画等をとおして市民・事業者から排出される廃棄物を発生源から抑制するため、以下の施策について最も重要なものと位置づけて取り組んでいくものとする。

(1) 発生抑制・再使用の促進

本市のごみ排出量を削減するためには、3Rを基本とし、中でもリデュース（発生抑制）の促進を最優先し、市民・事業者・行政がそれぞれの立場でリデュースを実行していく必要がある。

また、不要となったものはできるだけ再利用（リユース）し、資源を大切に利用することが必要である。

そのための仕組みづくりや支援等の継続及び検討を行っていく。

ア ごみ処理の有料化

排出量に応じたごみ処理手数料を徴収することで排出者の排出抑制、減量化のインセンティブ（行動を起こさせる動機付け）が働き、再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化が図られる。

しかし、自発的な行動でごみの減量化が達成できれば、ごみ処理手数料の徴収を必要としないという考え方もある。

今後、生活系ごみ処理に対する有料化導入について継続的に検討を行い、更なる排出抑制を図っていく。

イ 環境教育の推進

出前講座の実施や施設見学会による市民・事業者への積極的な啓発活動を実施し、各種リサイクル法の周知徹底を図るなど、環境教育の推進を継続的に行っていく。

過去5年間の施設見学会の実績は表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 施設見学会の実績

	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度
施設見学会	9 団体	9 団体	9 団体	9 団体	14 団体

ウ 普及啓発の推進

ホームページ上でのより詳細なごみの分別方法についての情報提供（ごみ分別早見表）や、外国人向けに英語版のごみ収集カレンダーを作成するなど、適正分別の周知徹底を図っていく。

エ 助成による支援

各家庭から排出されるごみの減量化を促進するため、平成 28 年 7 月 1 日から生ごみ処理機を購入・設置する世帯に対し、申請による補助金の交付を行っている。

また、八街市資源回収実施奨励金交付要綱を定め、再資源化物の回収を行う団体に対し、奨励金を交付している。平成 29 年度の登録団体数は 54 団体である。

過去 5 年間の資源回収の実績は表 3-2 に示すとおりである。

なお、人口減少や少子高齢化等による登録団体数と資源回収量の減少が課題となっている。

表 3-2 資源回収の実績

	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度
資源回収実施 団体登録数	63 団体	60 団体	60 団体	58 団体	54 団体
資源回収量	544 t	488 t	436 t	400 t	315 t

オ マイバッグ運動・レジ袋対策

本市はマイバッグ運動を推奨しており、試験的に消費生活センターにてマイバッグを配布した実績がある。

今後は、市内諸団体等との連携などを視野に入れ、マイバッグ運動・レジ袋対策を推進していく。

カ リユース・リサイクル推進店の推進

リユース及びリサイクル推進店推奨制度を整備し、市内小売店との連携による排出抑制の啓発事業を実施する。

キ リユースの推進

不要品となった製品についての情報を市広報紙で公開している。

また、平成 30 年度からクリーンセンターに直接持ち込まれた家具類、衣類、毛布、ぬいぐるみ等のリユースを開始した。

今後、不要品のリユースの取組みの一層の充実を図る。

ク 有機性廃棄物の有効利用の促進の検討

剪定枝や生ごみ等の有機性廃棄物を資源として有効利用するための研究や研修を推進する。

なお、クリーンセンターでの処理が困難となる長さが 50cm を超える剪定枝等については、剪定枝等の堆肥化を行う市内の民間事業者に一般廃棄物再生利用業（処分業）の指定を行い、処理体制の確保を行っている。

(2) 処理体制

ア 適正処理の構築

分別区分及び処理方法については表 3-3 に示すとおりである。

本市は、もやせるごみ、もやせないごみ、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑がみ）、カン、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、廃食用油、金物・小型家電・硬質プラスチック、かん電池等、蛍光灯、粗大ごみの計 16 分別である。

処理に関しては、八街市クリーンセンター及び民間業者、古紙問屋に搬入され、その後、中間処理、資源回収、最終処分等の適正処理を行っている。

八街市クリーンセンターで処理することができない長さが 50cm 以上を超える枝葉については、平成 13 年度より民間処理を活用し、適正にリサイクルを行っている。

今後も更なる資源化を図るための収集品目の拡大の検討を行っていくが、本市はリサイクル施設を有していないことから、収集運搬、処理についての総合的な見地から検討が必要になる。

表 3-3 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状 2017 (H29) 年度			今後 2025 (R7) 年度				
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績
もやせるごみ	焼却	八街市 クリーンセンター	15,121 t	もやせるごみ	焼却	八街市 クリーンセンター	13,200 t
もやせないごみ	埋立		948 t	もやせないごみ	埋立		842 t
古紙類 (集団回収含む)	リサイクル	古紙問屋	1,218 t	古紙類 (集団回収含む)	リサイクル	古紙問屋	1,157 t
新聞				新聞			
雑誌				雑誌			
ダンボール				ダンボール			
紙バック				紙バック			
雑がみ				雑がみ			
ビン (集団回収含む)	リサイクル		515 t	ビン (集団回収含む)	リサイクル		503 t
ペットボトル	リサイクル		242 t	ペットボトル	リサイクル		236 t
プラスチック製容器包装	リサイクル		521 t	プラスチック製容器包装	リサイクル		509 t
カン (集団回収含む)	リサイクル		325 t	カン (集団回収含む)	リサイクル		316 t
金物・小型家電・硬質プラスチック	リサイクル	民間事業者	257 t	金物・小型家電・硬質プラスチック	リサイクル	民間事業者	251 t
かん電池等	リサイクル		25 t	かん電池等	リサイクル		22 t
蛍光灯	リサイクル		-	蛍光灯	リサイクル		-
廃食用油	リサイクル		-	廃食用油	リサイクル		-
粗大ごみ	焼却・埋立	八街市 クリーンセンター	49 t	粗大ごみ	焼却・埋立・リサイクル	八街市 クリーンセンター	44 t



イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業者の自己責任での処理を原則とし、許可業者または事業者自らによる施設への搬入とし、ごみの発生抑制をはじめとする適正処理に関する行動を継続してもらうための指導・啓発を積極的に推進していく。

ウ 生活排水処理の現状と今後

本市の平成 29 年度の公共下水道処理率は、27.3%であり、また、生活排水の適正処理の割合は 72.8%である。

都市の健全な発達、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全という下水道事業の目的を達成するためには公共下水道認可区域の拡大や、区域内の公共下水道普及を計画的に推進していく必要がある。

公共下水道認可区域外の区域は、合併処理浄化槽や単独処理浄化槽、汲み取り便槽などにより、し尿の処理を行っているが、公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な水環境の確保を目指すためには、し尿と生活排水の処理が同時にできる合併処理浄化槽の普及促進を図る必要がある。

このため、公共下水道認可区域外の地区の合併処理浄化槽設置に対して、八街市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱（昭和 62 年 10 月告示）を設けている。

今後も生活排水処理に係る啓発等を通じて公共下水道への転換や助成制度の周知を図り、活用を働きかける。

エ 廃棄物処理施設

表 3-4 のとおり必要な施設整備を行う。

なお、現在の処理施設の概要を表 3-5 に示す。

表 3-4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	八街市クリーンセンター (焼却施設)	八街市クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良事業	125 t/日	八街市用草字摩拝塚 500	2021 (R3) ～ 2023 (R5) 年度

(整備理由) 事業番号 1 既存施設の老朽化に伴う延命化及び温室効果ガスの発生抑制

表 3-5 現在の処理施設

現有施設	処理廃棄物	処理能力	所在地	竣工年
八街市クリーンセンター (焼却施設)	可燃ごみ、資源残渣、 破碎残渣	125 t/日	八街市用草字摩拝塚 500	2003 (H15)年 9月

オ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表 3-6 に示すとおり行う。

表 3-6 合併処理浄化槽の整備計画

事業番号	事業名	直近の整備済 基数 (平成 30 度)	整備計画基数	整備計画人口	事業期間
2	浄化槽設置整備 事業	14 基	125 基	765 人	2020 (R2) ～ 2024 (R6) 年度

(3) 施設整備に関する計画支援事業

整備計画に先立ち、表 3-7 のとおり計画支援事業を行う。

表 3-7 実施する計画支援業務

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	焼却施設基幹的設備改良工事 発注支援業務	・発注仕様書作成 ・見積設計図書検討	2020 (R2) 年度

(4) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

施設整備に先立ち、表 3-8 のとおり計画支援事業を行う。

表 3-8 長寿命化総合計画策定支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
32	長寿命化総合計画策定支援 業務	・長寿命化総合計画策定 (環境保全計画、延命化 計画) ・費用対効果分析	2020 (R2) 年度

(5) その他の施策

ア 最終処分の検討

本市は、昭和 56 年度に埋立を開始した最終処分場を有している。

処分場の埋立完了予定は令和 6 年度であるが、分別区分の細分化や焼却灰の地域外処理及び資源化により埋立量の削減を図っていることから、この先 20 年程度の埋立を見込むことができる。

今後も市民に対し更なる分別の徹底をお願いし、最終処分量の削減を図り、最終処分場の延命化に努める。

なお、浸出水処理施設の老朽化が著しいことから、今後、施設の長寿命化を検討する必要がある。

表 3-9 八街市一般廃棄物最終処分場の施設概要

施設名	八街市一般廃棄物最終処分場
所在地	八街市用草字滝ノ谷津339
残余容量 (m ³)	94,688.86 (平成25年度実績)
埋立場所	山間
埋立開始年度	昭和56年度
埋立地面積 (m ²)	42,220
全体容積 (m ³)	405,800
埋立終了予定年度	2024 (令和6) 年度
遮水の方法	底部遮水工
浸出水の処理	凝集沈殿 生物処理 (脱窒なし) ろ過器
運転管理	委託
処分場の現状	埋立中
施設の改廃等	無し
産業廃棄物の搬入の有無	無し

(出典：「八街市一般廃棄物処理基本計画書」平成 27 年 3 月 一部加筆)

イ 不適正処理、不法投棄の対策

廃棄物の適正処理を推進するため、一般家庭で事業者が請け負った工事等で出た廃棄物について、産業廃棄物として適正処理の周知徹底を図るとともに、クリーンセンターで処理が困難な廃棄物について民間企業との連携を強化し、処理方法の確立に努める。

また、不法投棄監視員制度の活用、地域住民、警察、行政の連携強化により、定期的なパトロールの強化や立看板設置、民間警備会社による夜間等のパトロールを実施するなどし、不法投棄の未然防止や早期発見に努める。

ウ 災害廃棄物の対応

千葉県内の市町村・一部事務組合の間では、平成9年に「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」が締結されており、県内すべての廃棄物処理施設の相互援助協力体制が確立されている。

本市では、「震災廃棄物対策指針（平成10年10月、厚生省）」及び「水害廃棄物対策指針（平成17年6月、環境省）」に沿って、平成14年12月に「八街市震災廃棄物処理計画」を策定したが、策定後年月が経過していることに鑑み、「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン（平成25年3月）」を参考に令和2年度に「災害廃棄物処理計画」を策定する。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて千葉県及び国と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会・経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、計画を見直すものとする。

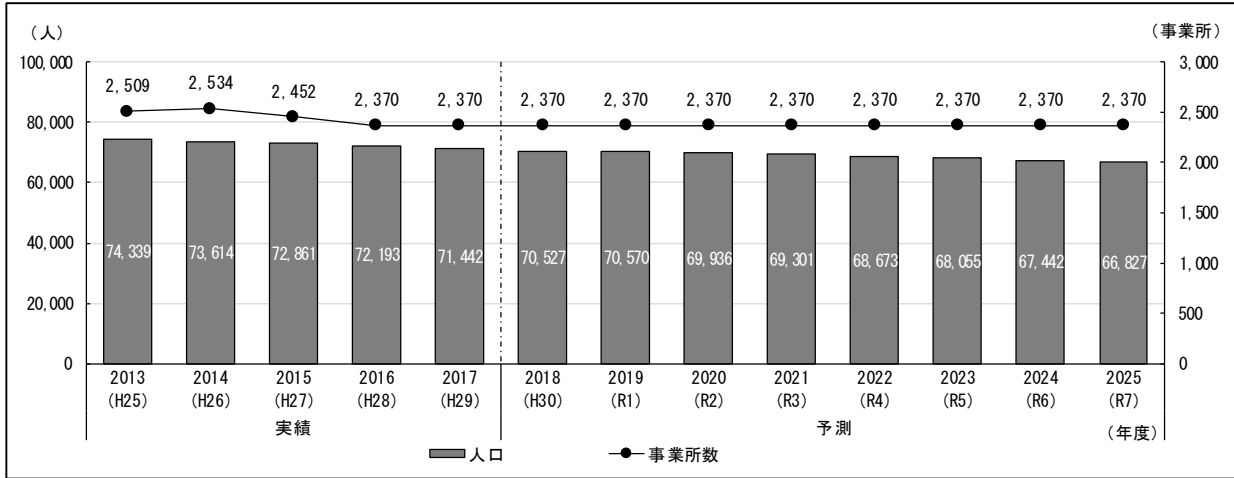
地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 ※1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
発生抑制、 再使用の推 進に関する もの	11	ごみ処理の 有料化	生活系ごみに対する有料化導入について検討し、更なる排出抑制を図る。	八街市	継続	R6		継続					
	12	環境教育の推進	出前講座の実施や施設見学による市民・事業者への積極的な啓発活動を継続的に実施し、各種リサイクル法の周知徹底を図る。	八街市	継続	R6		継続					
	13	普及啓発の推進	市ホームページで新たに「ごみ分別早見表」を公開し、より詳細にごみの分別について確認できるようにした。また、英語版ごみ収集カレンダーを作成し、外国人に向けての啓発を行った。	八街市	継続	R6		継続					
	14	助成による支援	生ごみ処理容器・生ごみ処理機購入補助事業を平成28年度から再開し、生ごみの減量及び市民意識の高揚を図る。また、資源回収実施団体による資源回収の支援を行う。(H29年度登録団体数：54団体)	八街市	継続	R6		継続					
	15	マイバッグ運動 ・レジ袋対策	市ではマイバッグ運動を推奨しており、今後は、市内諸団体等との連携を検討する。	八街市	R2	R6		実施					
	16	リユース・ リサイクル推進 店の推進	リユース及びリサイクル推進店推奨制度を整備し、市内小売店との連携による排出抑制の啓発事業を実施する。	八街市	R2	R6		実施					
	17	リユースの推進	現在、不要品となった製品についての情報を市広報紙で公開。また、平成30年度からクリーンセンターに直接持ち込まれた家具類、衣類、毛布、ぬいぐるみ等のリユースを開始した。今後、不要品のリユースの取組みの一層の充実を図る。	八街市	継続	R6		継続					
	18	有機性廃棄物の 有効利用促進の 検討	剪定枝や生ごみ等の有機性廃棄物を資源として有効利用するための研究や研修を推進する。	八街市	継続	R6		継続					
処理体制の 構築、変更 に関するもの	21	適正処理の構築	本市はリサイクル施設を有していないことから、今後の収集品目の拡大に際して民間施設の活用を含めて検討を行っていく。	八街市	継続	R6		継続					
処理施設の 整備に関す るもの	1	基幹的設備改良 事業	現有施設の長寿命化を図り、かつ温室効果ガスを削減する。	八街市	R3	R5	○	建設工事					
	2	浄化槽設置	合併処理浄化槽の設置補助を行う。	八街市	継続	R6	○	合併処理浄化槽整備					
施設整備に 係る計画支 援に関する もの	31	事業番号1の計 画支援	発注支援業務	八街市	R2	R3	○	計画支援					
廃棄物処理 施設におけ る長寿命化 総合計画策 定支援に関 するもの	32	事業番号1の計 画支援	長寿命化計画を策定する。	八街市	R2	R2	○	策定					
その他	41	最終処分場の 検討	最終処分場の埋立完了予定は令和6年度であるが、分別区分の細分化や焼却残渣の資源化により埋立量の削減を図っていることから、この先20年程度の埋立を見込むことができる。今後も市民に対し更なる分別の徹底、強化を行うことで、最終処分量の削減を図ることとし、最終処分場の延命化に努める。	八街市	継続	R6		継続					
	42	不適正処理、 不法投棄対策	廃棄物の適正処理を推進するため、一般家庭で事業者が請け負った工事等で出た廃棄物について、産業廃棄物として適正処理の周知徹底を図るとともに、クリーンセンターで処理が困難な廃棄物について民間企業との連携を強化し、処理方法の確立に努める。また、不法投棄監視員制度の活用、地域住民、警察、行政の連携強化により、定期的なパトロールの強化や立看板設置、民間警備会社による夜間等のパトロールを実施するなどし、不法投棄の未然防止や早期発見に努める。	八街市	継続	R6		継続					
	43	災害廃棄物の 対応	災害廃棄物対策指針（環境省）を踏まえた災害廃棄物処理計画を策定する。	八街市	R2	R2		策定					

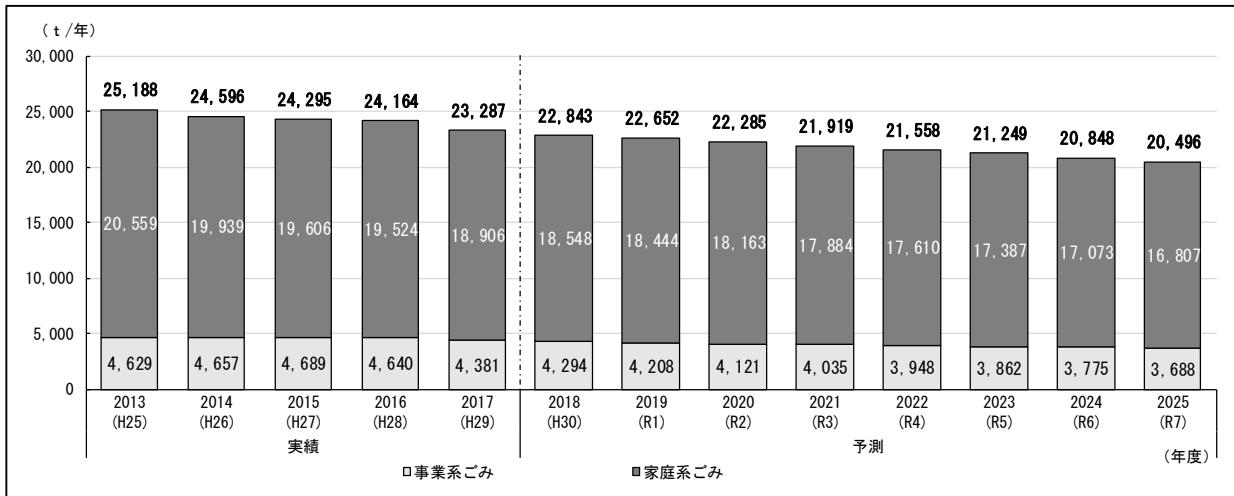
※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式2の事業番号を一致させること。

添付資料1 指標と人口等の要因に関するトレンド（ごみ）

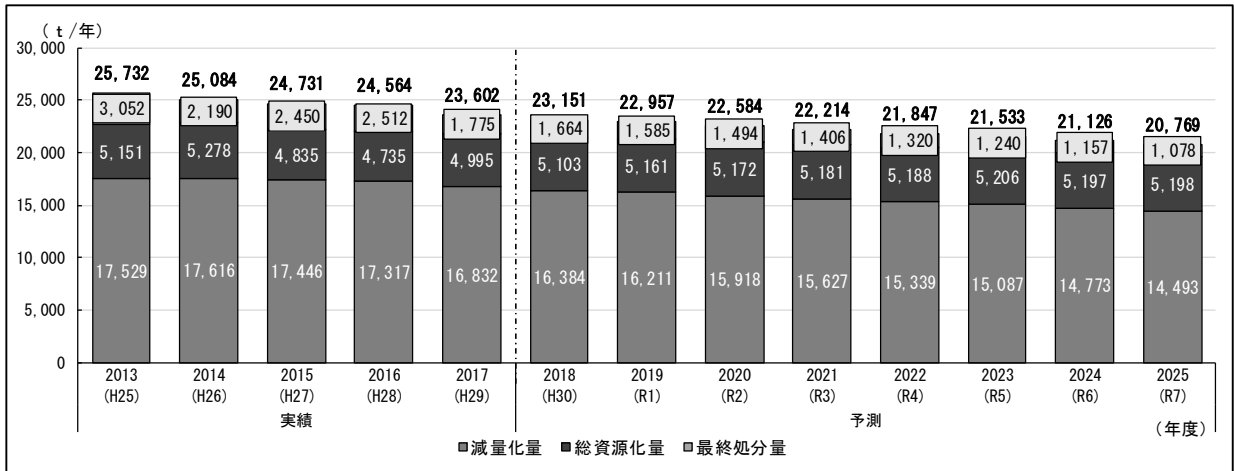
人口及び事業所数の推移



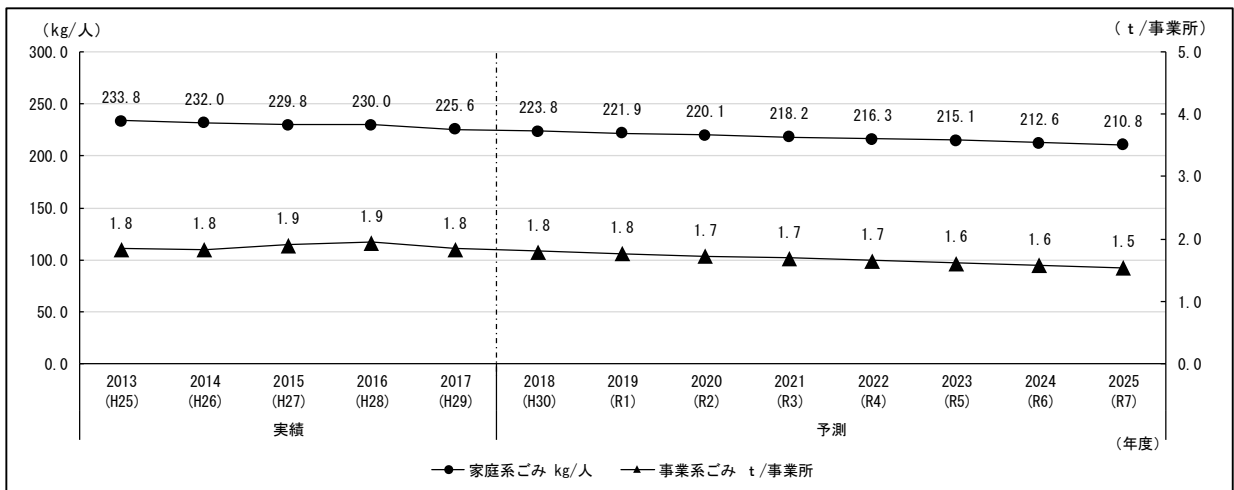
ごみ排出量（集回収量を除く）の推移



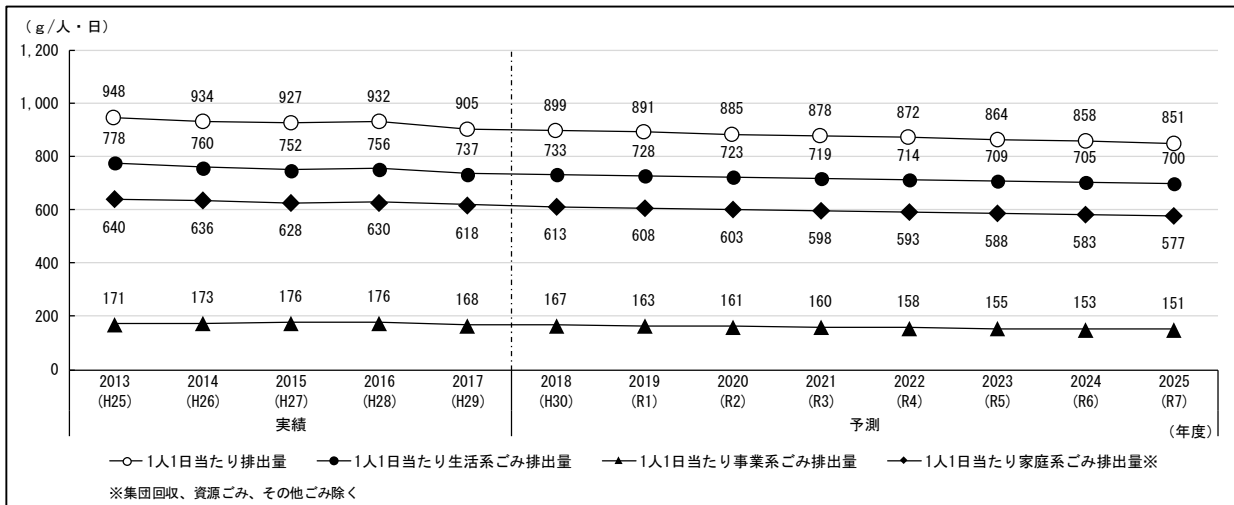
ごみ処理量の推移



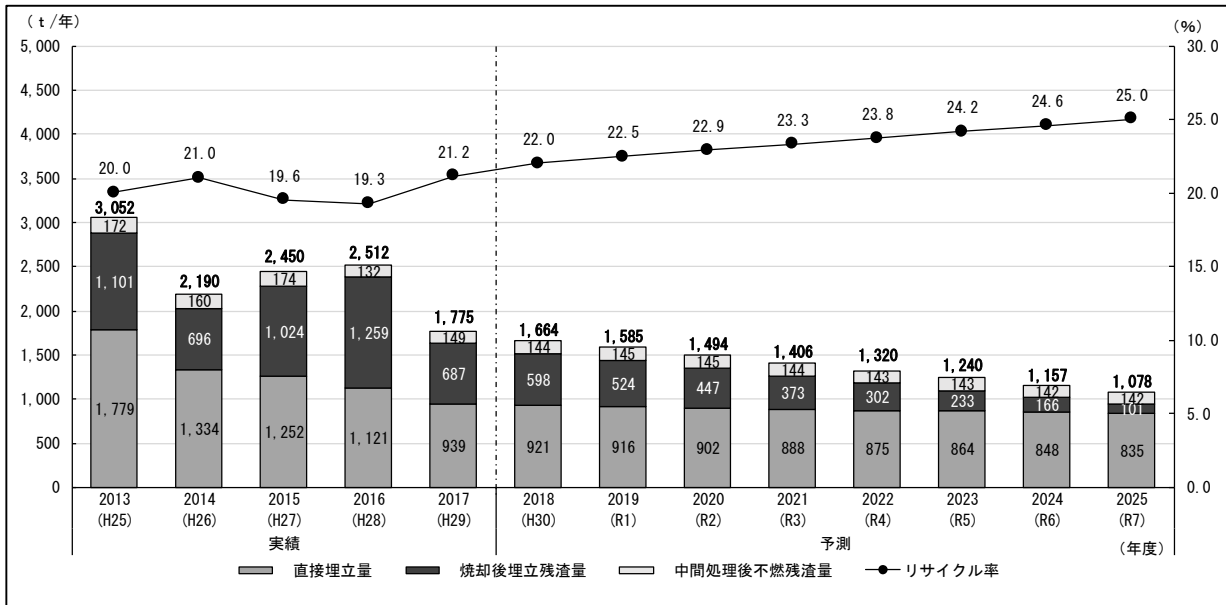
生活系・事業系排出原単位の推移



(参考)

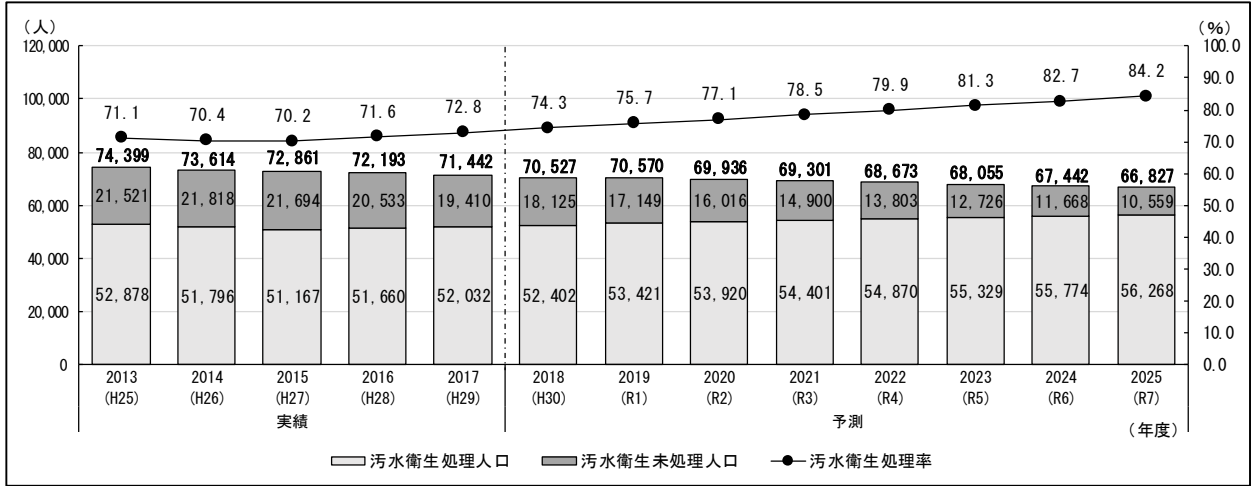


リサイクル率・最終処分量の推移

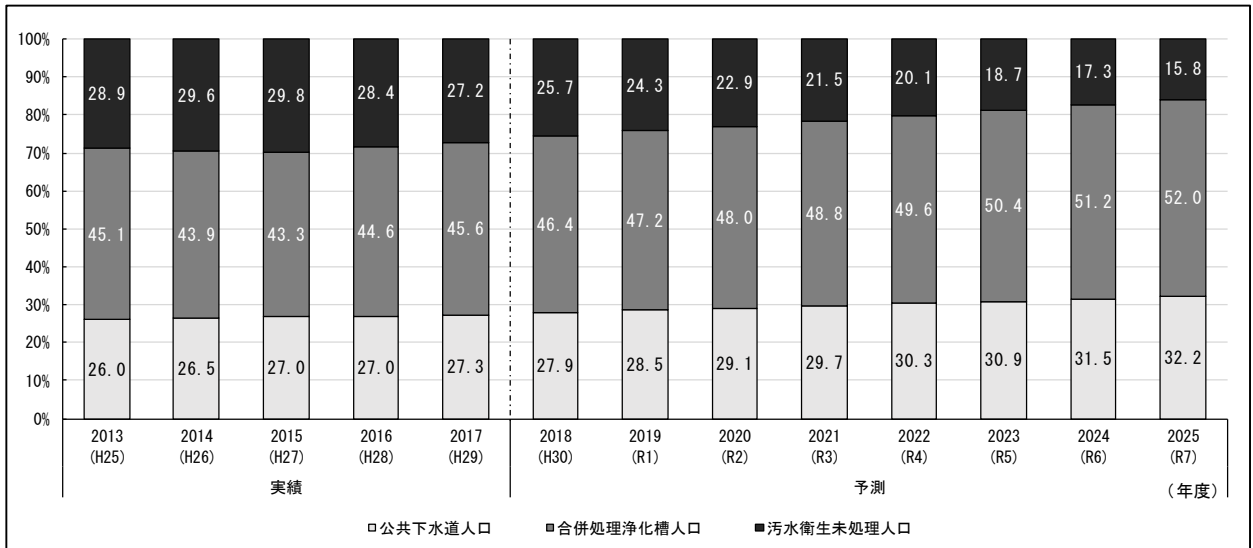


添付資料2 指標と人口等の要因に関するトレンド（生活排水）

汚水適正処理人口及び汚水適正処理率の推移



生活排水処理形態別人口構成比の推移



添付資料3 分別区分説明

区 分		品 目
可燃ごみ	もやせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・台所の生ごみ（料理くず・残飯・卵のから・貝がら） ・紙くず類（汚れた紙・ティッシュペーパーなど） ・繊維類（衣類・タオル・その他布類） ・落ち葉や刈り草 ・ゴム・革製品（バッグ類・くつ・ゴム手袋・長ぐつ） ・ビニール類（ビニール袋・ラップ・ストロー） ・アルミ箔 ・プラスチック製容器包装のうち汚れの取れないもの
	剪定した庭木や枝	<ul style="list-style-type: none"> ・剪定した庭木や枝は、乾かし、長さ50cm、直径30cm程度に束ねて、ひもでしばって出す。
資源ごみ	カン	<ul style="list-style-type: none"> ・ジュースやビールなどのスチール缶・アルミ缶 ・缶詰・菓子・粉ミルク・ペットフードなどの缶 ・使い切ったスプレー缶・エアゾール缶・カセットボンベなど
	ビン	<ul style="list-style-type: none"> ・ジュース・酒・調味料・ジャム・コーヒーなどのビン
	プラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・プラマーク表示のあるプラスチック製の容器・包装 ・レジ袋・菓子やパンなどの袋・包装フィルム・食品トレイ・卵などのパック ・カップ麺やプリンなどの容器・ソースやシャンプーなどのボトル容器 ・ビンやペットボトルなどのふた・発泡スチロール・野菜や果物のアミ袋など
	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・PETマーク表示のあるジュース・お茶・飲料水・しょうゆなどのペットボトル
	古紙	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞・チラシ ・ダンボール ・紙パック（牛乳などの紙パックで内側が白いもの） ・雑誌類（雑誌・週刊誌・単行本・パンフレット・カタログ類・コピー用紙） ・雑がみ（包装紙・菓子やたばこなどの紙箱・紙袋（ビニール等で加工していないもの）・名刺・封筒・コピー用紙・はがき（圧着はがきを除く）・トイレットペーパーやラップの芯など）
再生ごみ	金物 小型家電 硬質プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> ・金物（なべ・フライパン・他の製品から分別した金属類など金属全般） ・携帯電話 ・リモコン（電池は取り除く） ・小型家電（炊飯器・ポット・カセットラジオ・ドライヤー・電子体温計など指定袋に入る程度の小型家庭電気製品） ・傘（中の棒や骨の部分、傘布はもやせるごみ） ・硬質プラスチック（バケツ・洗面器・ごみ箱など硬い材質のプラスチック製品で鉄・ゴム・紙を取り除く）
有害ごみ	かん電池	<ul style="list-style-type: none"> ・かん電池・ボタン電池など ・水銀体温計・温度計 ・電球 ・補助球 ・小型充電式電池
	蛍光灯	<ul style="list-style-type: none"> ・環形（丸い輪）・直管形（棒状）・球形の蛍光灯
不燃ごみ	もやせないごみ (陶磁器・ガラス類)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス類（板ガラス・レンズ・コップ） ・陶磁器類（茶わん・皿・植木ばち） ・分解できない品目（カミソリ等）

(出典：八街市ホームページ 一部加筆)

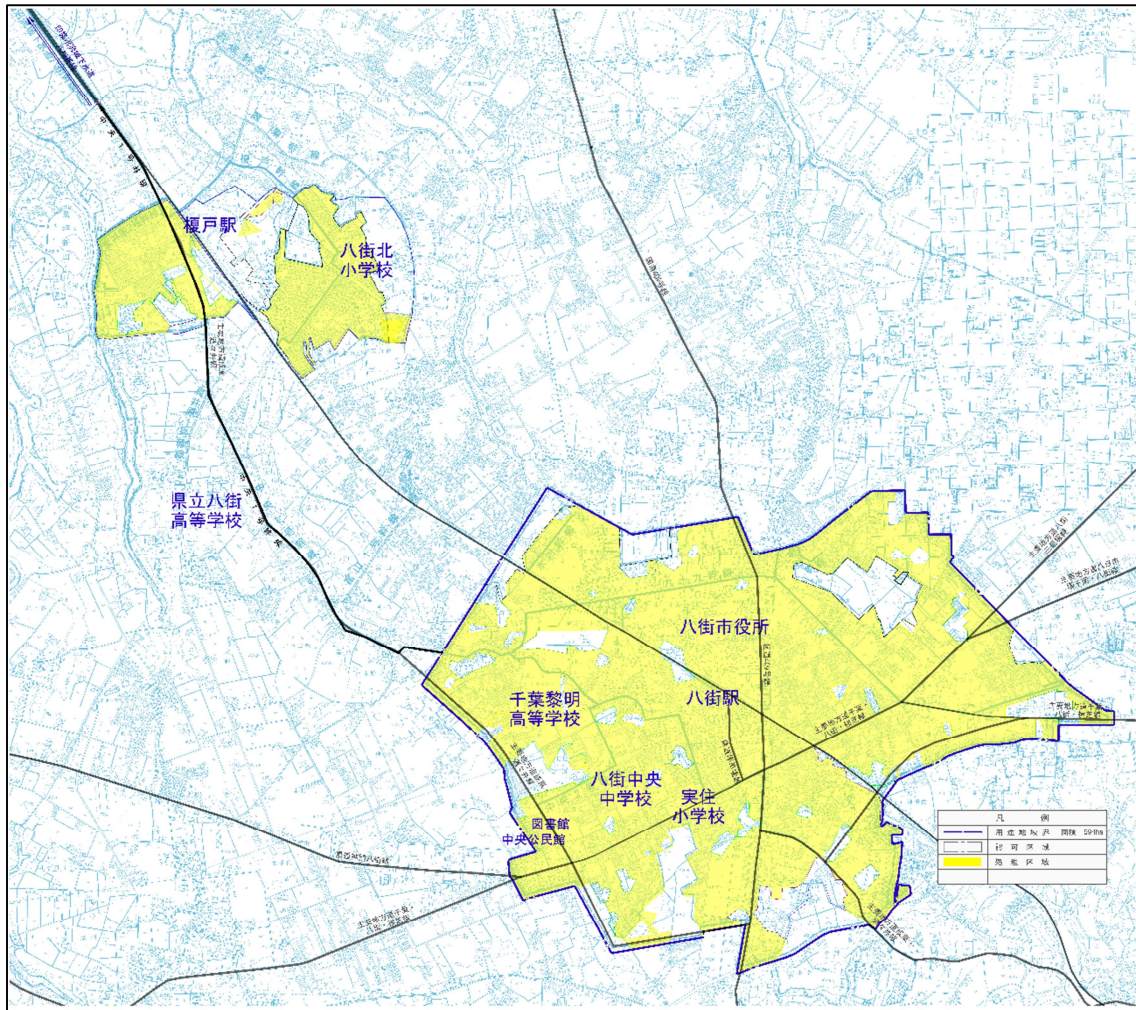
添付資料4 計画地域内の施設位置図



(出典：国土地理院ウェブサイト)

現況	将来
八街市クリーンセンター (焼却施設)	八街市クリーンセンター (焼却施設)

添付資料5 合併処理浄化槽整備計画図

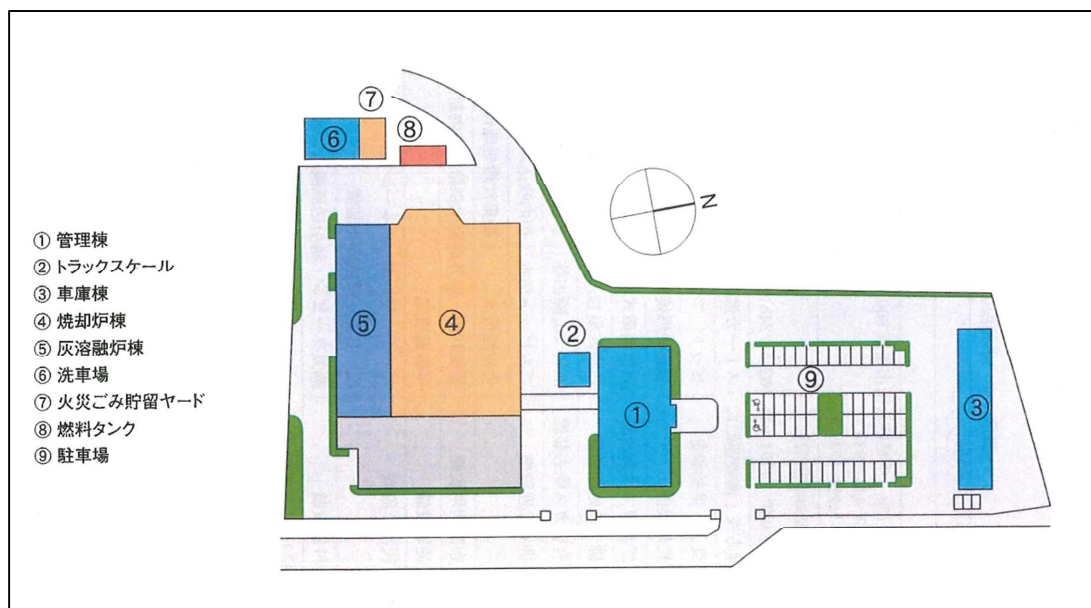


(出典：八街市ホームページ)

添付資料6 現有処理施設の概要

【焼却施設】八街市クリーンセンターごみ焼却処理施設

名称	八街市クリーンセンターごみ焼却処理施設
所在地	千葉県八街市用草 500 番地
処理能力	ごみ焼却炉：125 t / 24 h (62.5 t / 24 h × 2 炉) 動物焼却炉：30kg / h × 1 炉
処理方式	連続運転式 (ストーカ燃焼装置)
面積	建築面積：工場棟 2,770.33 m ² 管理棟 1,025.66 m ² 延床面積：工場棟 6,339.03 m ² 管理棟 1,495.44 m ²
建設年度	着工：平成 12 年 6 月 24 日 竣工：平成 15 年 9 月 30 日 (供用開始：平成 14 年 9 月)
設計・施工	ユニチカ株式会社



(出典：「八街市クリーンセンターごみ焼却処理施設 精密機能検査報告書」平成 30 年 3 月)